

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	補 調 要 - 2
	調 達 要 求 番 号	補 - 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 5 月 8 日
	作 成 部 課	白 老 弾 薬 支 処 補 給 科
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 5 月 8 日
	作 成 者 名	防 衛 事 務 官 水 野 知 幸
品 名	鉄屑他売払	
仕 様 書 番 号	SR-Z000010	
指定事項		
<p>1 処置要領</p> <p>(1) 契約業者は、打がら薬きょう類が原型をとどめないように、また標示抹消或いは標示が判読できないように、解体・切断・破碎・圧縮・溶解等（以下、解体等という）の処置を実施するものとする。</p> <p>(2) 官側は、打がら薬きょう類の処置要領について、現場説明時に周知徹底させる。</p> <p>2 管理要領</p> <p>(1) 打がら薬きょう類の場合、官側は契約業者が行う解体等の実施状況に随時立会うものとし、不具合がある場合は契約業者に対し是正処置を要求する事ができるものとする。</p> <p>(2) 前項において、官側の立会いが困難な場合は、解体等の実施状況が確認できる写真を官側に提出（サービス版以上の写真及びネガ、又は 1600×1200 ピクセル以上の高解像度の画像を A4 サイズ用紙に印刷したもの）するものとする。</p> <p>3 保全管理</p> <p>(1) 契約業者は、解体等の処置が終わるまで厳重な打がら薬きょう類の保管管理を実施しなければならない。</p> <p>(2) 契約業者は、契約状況（特に表示内容・重量等）を撮影した写真データ等を第三者に開示してはならない。</p> <p>4 種類及び数量等</p> <p>別紙「売払明細書」による。</p>		